江戸川区の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）　　単位＝千円

区分	住民基本台帳人口（令和６年１月１日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）令和３年度の人件費率
令和５年度	689,961 人	323,633,370	14,411,056	35,787,014	11.1%	12.2%

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）　　単位＝千円

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）	特別区平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）		
令和５年度	3,458 人	12,126,908	4,526,653	5,747,195	22,400,756 (23,417,096)	6,478 (6,772)	6,577

（注）１　職員手当には、退職手当を含みません。
２　職員数は、令和５年４月１日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
３　給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
４　（　）内は事業費支弁に係る職員の人件費を加えた場合の給与費です。

(3) ラスパイレス指数の状況

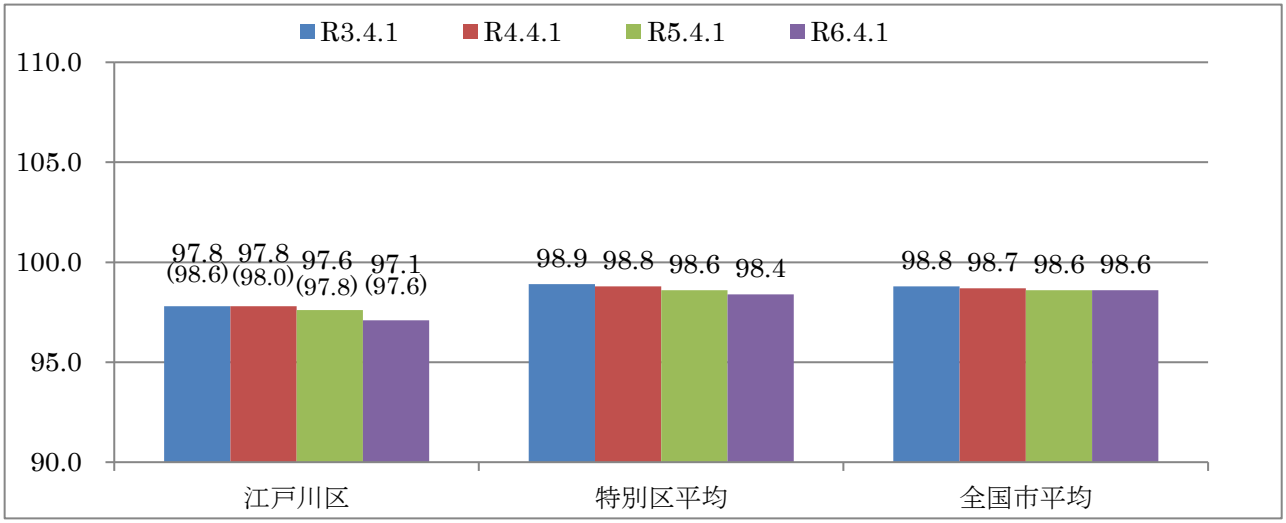

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で

比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額７割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) － (B)	勧告 (平均改定率)		
令和 6 年度	393,192 円	382,163 円	11,029 円	2.89%	2.89%	2.76%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A) － (B)	勧告 (改定月数)		
令和 6 年度	4.87 月	4.65 月	0.22 月	0.20 月	4.85 月	4.6 月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給見直し等に取り組むとされています。

（ア）　給料表の見直し

給料表の改定実施時期

実施時期：平成 27 年 4 月 1 日

内容：一般行政職の給料表について、特別区人事委員会による給与勧告をうけ、地域手当の引上げとあわせて、給料月額を同率程度引下げました。
なお、Ｉ類初任給までの号給等については、国の初任給との均衡や人材確保の観点から引下げを行わないこととしました。

（イ）　地域手当の見直し

支給割合：国基準 20%に対し、江戸川区でも 20%を支給しています。

実施時期：平成 27 年 4 月 1 日

江戸川区では、特別区人事委員会による給与勧告を受けて、平成 27 年 4 月 1 日から支給割合を引上げ、給料月額と地域手当の配分変更を完了させました。

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
江戸川区の支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

（ウ）　その他の見直し内容

その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定を実施し、再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員に準じた改定を行いました。

また、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国や他団体との均衡を図り、見直しを実施しました。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①　一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
江戸川区	40.7 歳	299,801 円	424,056 円	375,852 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	―	405,378 円
特別区	39.8 歳	298,662 円	424,891 円	374,938 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
江戸川区	55.7歳	466人	284,098円	375,030円	347,300円	－	－	－	－
うち自動車運転手	57.0歳	2人	325,750円	422,295円	390,900円	乗用自動車運転者	57.9歳	304,900円	1.39
うち清掃職員	53.3歳	193人	292,639円	418,676円	361,355円	廃棄物処理業従業員	47.4歳	314,900円	1.33
うち用務員	57.1歳	206人	277,986円	343,208円	336,896円	※	49.1歳	244,800円	1.40
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	－	－	－	－
国	51.2歳	1,829人	288,144円	－	330,553円	－	－	－	－
特別区	53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	－	－	－	－

※「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
江戸川区	―	―	―
うち自動車運転手	7,070,657円	4,084,700円	1.73
うち清掃職員	6,769,462円	4,376,300円	1.55
うち用務員	5,690,099円	3,297,300円	1.73

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和３年～令和５年の３ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」および「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	47.4歳	419,278円	590,354円
東京都	39.8歳	341,332円	441,317円
特別区	38.3歳	331,651円	443,446円

（注）1 「一般行政職」とは、一般事務、土木技術、建築技術などの職務に従事する職員です。

2 「技能労務職」とは、用務、調理、介護指導などの職務に従事する職員です。

3　「教育職」とは、幼稚園教育職員などの職務に従事する職員です。

4　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

5　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	Ⅰ類 （大学卒程度）	220,000 円	225,500 円	総合職　230,000 円 一般職　220,000 円
	Ⅲ類 （高校卒程度）	182,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	150,200 円 ～154,500 円	157,500 円	―
教育職	大学卒	233,000 円	241,700 円	―
	短大卒	215,200 円	225,600 円	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	268,027 円	363,369 円	374,714 円	381,516 円
	高校卒	234,400 円	336,657 円	326,033 円	371,172 円
技能労務職	高校卒	―	―	306,300 円	311,638 円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	部　　長	14 人	0. 6%	379, 400 円	518, 100 円
５級	課　　長	71 人	3. 1%	303, 500 円	457, 100 円
４級	課 長 補 佐	124 人	5. 5%	276, 700 円	431, 000 円
３級	係　　長	432 人	19. 0%	254, 100 円	408, 800 円
２級	主　　任	870 人	38. 3%	231, 500 円	357, 600 円
１級	係　　員	758 人	33. 4%	177, 400 円	323, 900 円

（注）１　江戸川区の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

３　構成比の数値は端数処理をしているため、その合計は必ずしも 100%になるものではありません。

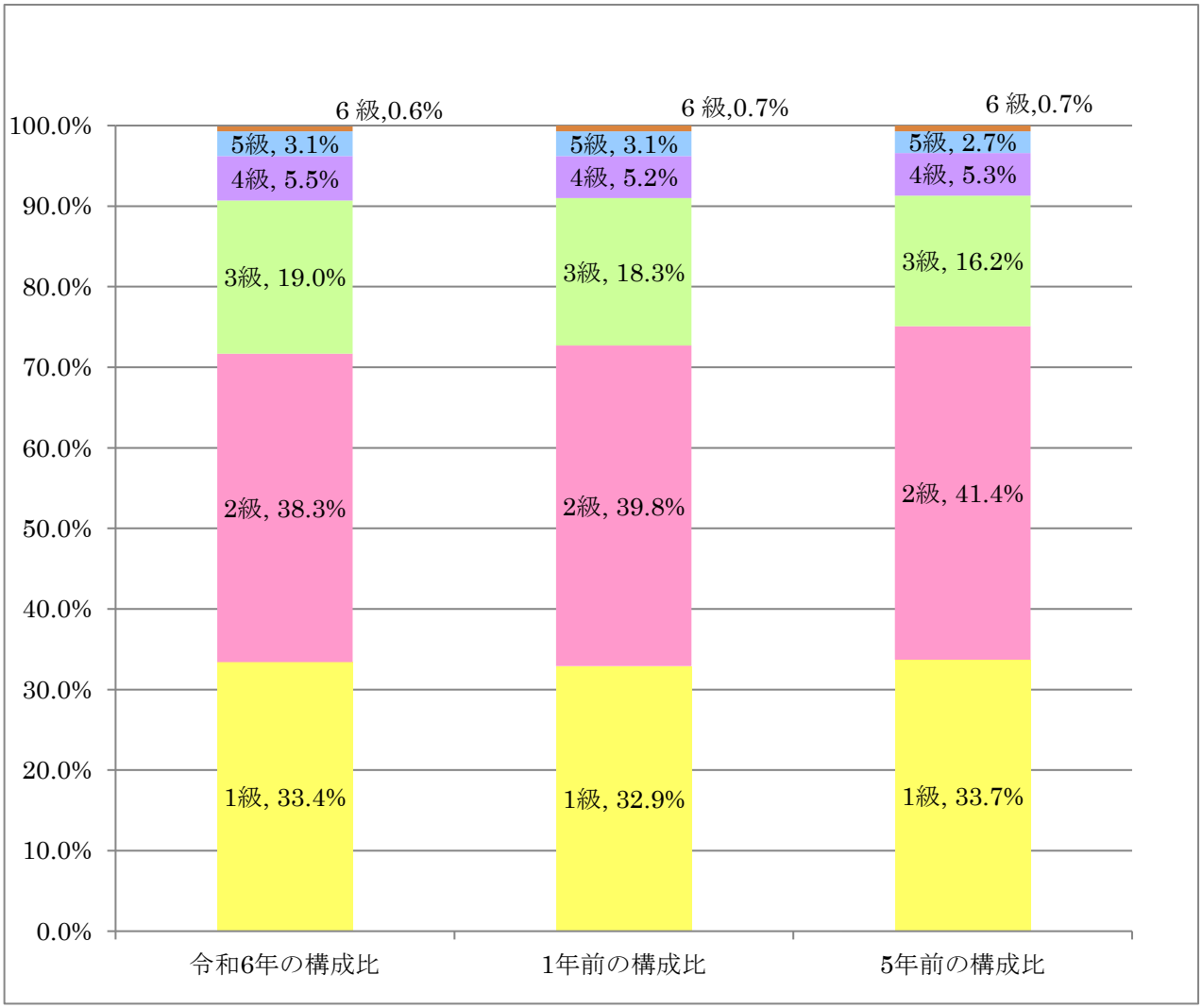

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））令和６年４月１日）

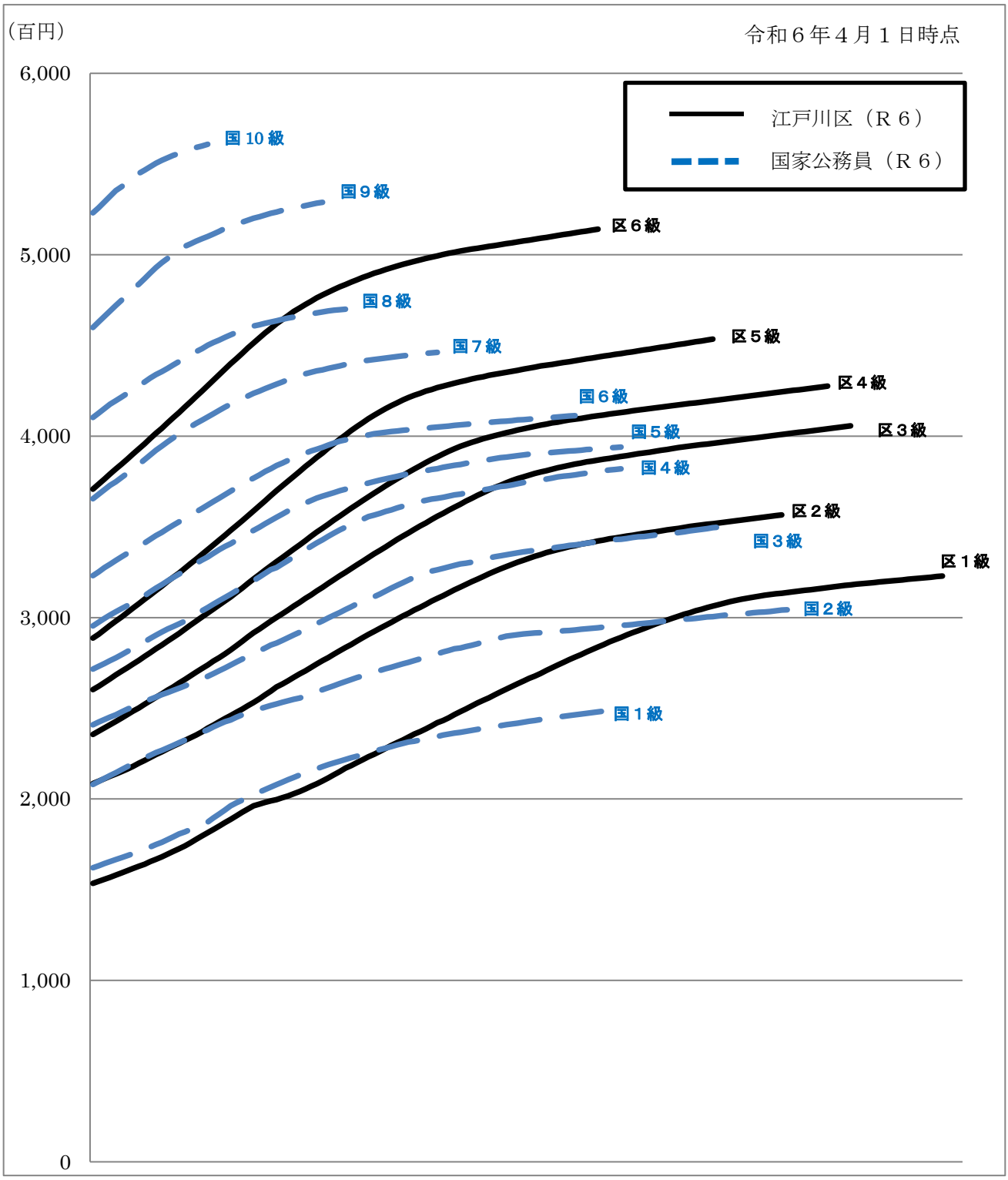

(3) 昇給への人事評価の活用状況（江戸川区）

令和６年年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区	東京都	国
一人当たり平均支給額（令和５年度） 1,662 千円	一人当たり平均支給額（令和５年度） 1,907 千円	―
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　2.25 月分 （1.35 月分）（1.10 月分）	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　2.25 月分 （1.35 月分）（1.10 月分）	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算　15～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算　15～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（江戸川区）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勧奨・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	39.75 月分	47.70 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
一人当たり平均支給額	3,060 千円	20,434 千円	一人当たり平均支給額	―	―

（注）一人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			2,488,279 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（５年度決算）			719,572 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
江戸川区	20%	3,458 人	20%

（注）地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			55,273 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（５年度決算）			88,863 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			12.8%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事監督又は検査業務に従事	34 千円	1 日につき 400 円を超えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事		1 台につき 400 円を超えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、福祉部障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び父子並びに寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	6,582 千円	1 日につき 450 円を超えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルス感染症の患者（準ずるもの）に接触する業務に従事	9 千円	1 日につき 660 円を超えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	0 円	1 日につき 200 円を超えない範囲内
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	32,149 千円	1 日につき 700 円を超えない範囲内

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に 対する支給単価
児童相談所業務手当	児童相談所（一時保護課を除く）に勤務する職員	児童福祉法第十二条第二項に規定する業務を行うために家庭訪問、指導、相談等の業務に従事	4,621 千円	１日につき490 円を超えない範囲内
一時保護業務手当	児童相談所一時保護課に勤務する職員	児童福祉法第十一条第一項第二号ホに規定する業務を行うために家庭訪問、指導、相談等の業務に従事	10,942 千円	１日につき1,470 円を超えない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	991,041 千円
職員一人当たり支給年額（令和５年度決算）	287 千円
支給実績（令和４年度決算）	937,394 千円
職員一人当たり支給年額（令和４年度決算）	265 千円

（注）　職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用職員（短時間勤務）を含みます。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		国との異同	国の制度	支給実績（令和５年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和５年度）
扶養手当	配偶者	6,000 円/月	異なる	6,500 円/月	202,912 千円	180,687 円
	子	9,000 円/月		10,000 円/月		
	父母等	6,000 円/月		6,500 円/月		
	満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの子	4,000 円加算/月		5,000 円加算/月		
住居手当	世帯主である職員で、家賃 27,000 円以上で住宅を借り受けている職員	年度末時点で 27 歳までの者 27,000 円/月 年度末時点で 28 歳～32 歳までの者 17,600 円/月 上記以外の者 8,300 円/月	異なる	16,000 円を超える家賃で住宅を借り受けている職員 最高 28,000 円/月	134,535 千円	175,176 円
通勤手当	交通機関利用者	運賃等相当額（55,000 円限度）	異なる	運賃等相当額（55,000 円限度）	396,199 千円	122,397 円
	交通用具使用者	通勤距離応じて支給（2,600 円～13,000 円）		通勤距離に応じて支給（2,000 円～31,600 円）		
管理職手当（ ）内は再任用	行政職 部長	127,600 円（101,000）/月	異なる	46,300 円～130,300 円/月	116,383 千円	1,119,067 円
	行政職 重要困難課長	101,500 円（73,200 円）/月				
	行政職 課長	92,300 円（66,500）/月				

手当名	内容及び支給単価		国との異同	国の制度	支給実績（令和５年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和５年度）
管理職特別勤務手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給	10,000～12,000 円/回 (6 時間超勤務の場合：15,000～18,000 円/回)	異なる	6,000 円～ 27,000 円 （勤務時間等により異なる）	0 円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した職員	（勤務 1 時間当たりの給与額）×135/100	同じ		103,897 千円	119,422 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員	（勤務 1 時間当たりの給与額）×25/100	同じ			
初任給調整手当	医師及び歯科医師	118,000 円～268,500 円	異なる	414,800 円以内	7,198 千円	2,399,333 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活する職員	基礎額　30,000 円 職員の住居から配偶者の住居までの交通距離により加算額（6,000 円～14,000 円）あり	異なる	職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ 30,000 円～100,000 円	0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員	職務の級号給に応じて、1,120 円～4,150 円			190 千円	38,000 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により、災害復旧等のため自己の住所・居所を離れて江戸川区に派遣された職員	一日につき 3,970 円～6,620 円			0 円	0 円

5　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="3">給料月額等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">給料</td><td rowspan="2">区長</td><td rowspan="2">1,145,000 円</td><td colspan="2">（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,286,000 円／914,400 円</td></tr>
<tr><td>副区長</td><td>886,900 円</td><td colspan="2">1,027,000 円／810,700 円</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>758,300 円</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報酬</td><td>議長</td><td>956,000 円</td><td colspan="2">956,000 円／856,000 円</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>807,000 円</td><td colspan="2">809,000 円／763,500 円</td></tr>
<tr><td>議員</td><td>621,000 円</td><td colspan="2">621,000 円／594,800 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">期末手当</td><td>区長</td><td colspan="3" rowspan="3">（令和５年度支給割合）　3.15 月分</td></tr>
<tr><td>副区長</td></tr>
<tr><td>教育長</td></tr>
<tr><td>議長</td><td colspan="3" rowspan="3">（令和５年度支給割合）　3.30 月分</td></tr>
<tr><td>副議長</td></tr>
<tr><td>議員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">退職手当</td><td></td><td>算定方式</td><td>1 期の手当額</td><td>支給時期</td></tr>
<tr><td>区長</td><td>1,145,000 円×500/100×4 年</td><td>22,900,000 円</td><td rowspan="3">任期満了時</td></tr>
<tr><td>副区長</td><td>886,900 円×340/100×4 年</td><td>12,061,840 円</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>758,300 円×260/100×3 年</td><td>5,914,740 円</td></tr>
</table>

（注）　退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月または 3 年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）　　単位＝人

区分 部門			職員数 令和６年	職員数 令和５年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	635	637	△２	執行体制の見直し
		税務	122	122	0	
		民生	1,353	1,324	29	執行体制の見直し 福祉部生活援護管理課の新設
		衛生	511	527	△16	執行体制の見直し
		労働	8	9	△１	執行体制の見直し
		農林水産	6	7	△１	執行体制の見直し
		商工	27	25	2	執行体制の見直し
		土木	452	458	△６	執行体制の見直し
		計	3,129	3,124	5	＜参考＞ 人口１万人当たりの職員数　45.31 人
	教育部門		318	334	△16	技能労務職員退職不補充
	小計		3,447	3,458	△11	
公営企業等会計部門	その他		179	184	△5	執行体制の見直し
合計			3,626 ［4,870］	3,642 ［4,870］	△16 ［０］	＜参考＞ 人口１万人当たりの職員数　52.51 人

（注）１　職員数は、一般職に属する職員数です。
　　２　［　］内は、条例定数の合計です。
　　３　公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

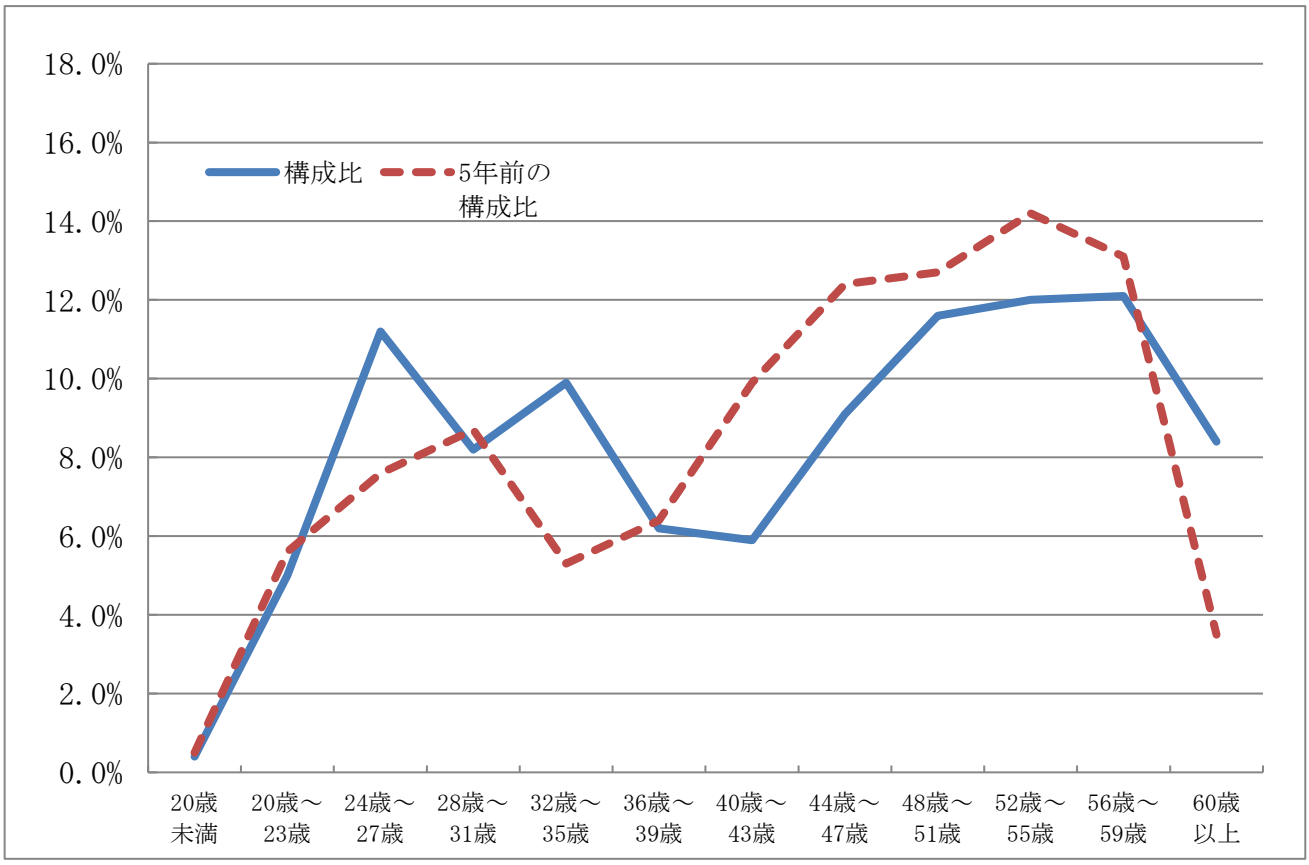

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数（人）	12	202	381	335	347	256	205	297	401	425	427	338	3,626

(3) 職員数の推移　　単位＝人

年度／部門別	平成31年	令和２年	３年	４年	５年	６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	3,120	3,181	3,210	3,188	3,124	3,129	９（1.7%）
教育	407	390	377	354	334	318	△89（△21.9%）
普通会計計	3,527	3,571	3,587	3,542	3,458	3,447	△80（△2.3%）
公営企業等会計計	195	200	201	188	184	179	△16（△8.2%）
総合計	3,722	3,771	3,788	3,730	3,642	3,626	△96（△2.6%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。